

市場と経済的権力

——ボウルズとギンタスの「抗争交換」モデルを中心として——

石 倉 雅 男

第1節 問題の所在

日本経済が現在直面している最大の困難は、銀行部門の脆弱性とそれに起因する信用収縮である。異なる立場の経済主体のあいだの利害対立によって問題の解決がいっそう難しくなっている。不良債権の処理と国内外のインターバンク市場における資金調達難から自己資本不足に陥っている銀行が、自己の存続を確保するために、返済能力が比較的確実な貸出先にたいしても借り換えを拒否するかもしれない。実際、銀行部門全体の貸出余力が絶対的に減少している現在の状況では、借り手企業にたいする銀行の債権回収圧力がいっそう高まっているものとみられる。公的資金による銀行にたいする資本注入策¹⁾が信用収縮の緩和に寄与するかどうかは、資本注入を受ける銀行が、債権回収に走ることなく不良債権の直接償却を実行するかどうかにかかっている。現在の深刻な信用収縮が物語っているように、インターバンク市場での資金の出し手と取り手、貸出市場での貸し手と借り手の立場はけっして対等でない。需要と供給のどちらか小さい方の側の主体が優位に立って、他の主体の行動に影響力をおよぼす場合が少なくない。異なる立場の経済主体のあいだの利害対立が市場経済のパフォーマンスに与える影響は、現代政治経済学の基本問題である。

周知のように、ワルラス一般均衡理論を基礎づける「価格の変化によって市場は均衡する (markets clear)²⁾」という仮説では、経済主体のあいだの利害対立は論理的に排除されている。「市場均衡の仮定 (market-clearing

assumption)」を満たす「市場の制度的構造」は、ペナシーによって次のように要約されている。「特別な主体——『競売人 (auctioneer)』——が市場均衡価格 (market-clearing price) を見いだす役割を担い、かつ、この価格が見いだされるまではどんな取引も生じないような市場でのみ、需要-供給の均衡は自動的に満たされる。」³⁾。この場合、経済主体が希望する取引量としての需要と供給を一致させる価格——需給一致価格⁴⁾——において、実際の取引量が確定されることになる。

以上のような需給一致市場 (clearing market) の枠組みでは、第一に、交換される財・サービスのすべての属性が契約に定められ、かつ、交換当事者の要求の執行には何の費用もかからないものと仮定される。たとえば、主体 A が一定額の貨幣と引き換えに主体 B から財・サービスを買う場合、A は何の費用もかけずに希望どおりの属性を B から引き出すことができるものと仮定される。具体的には、交換当事者 A、B 以外の第三者（たとえば国家）が、A の希望どおりの属性の提供を B に強制するという暗黙の仮定がおかれる。これにたいして、交換対象の属性のなかに契約に定めることのできないものがあり、かつ、このような属性の提供を強制する第三者も存在しない場合には、交換当事者のあいだで利害対立が起きるであろう。しかし、需給一致市場の枠組みでは、交換対象の属性にかんする契約の執行 (enforcement of contracts) は解決ずみの問題、すなわち、分析枠組みの内部では説明されない外生的な要因として扱われる（「契約の外生的執行」の仮定）。

需給一致市場の枠組みでの第二の仮定は、実際の取引量が確定される需給一致価格においては、すべての経済主体が希望どおりの取引量を実現しており、購入希望が満たされない需要者も販売希望が満たされない供給者も存在しない、というものである。言い換えれば、確定された実際の取引量とともに存在するのは、希望どおりに購入できた需要者、および、希望どおりに販売できた供給者だけである。希望どおりの取引量を実現した経済主体だけが考察対象とされるという意味で、需給一致市場の枠組みでは経済主体の構成

が外生的に与えられている(「経済主体の外生的構成」の仮定)。

このように、需給一致市場の枠組みでは、交換対象のあらゆる属性についての契約の執行が保証されるものと仮定され、かつ、希望どおりの取引量を実現した経済主体だけが登場するのであるから、そこでは、経済主体のあいだの立場の相違や利害対立は生じない。したがって、異なる立場の経済主体のあいだの利害対立を分析するためには、需給一致市場の枠組みにおける主要な仮定——「契約の外生的執行」および「経済主体の外生的構成」の仮定——を取り外す必要がある。「ワルラス的パラダイム」の基礎にある二つの仮定——契約の「外生的執行公理」および「主体が外生的に決定されるという仮定」⁵⁾——の両方を外した「政治経済学の新しいミクロ的基礎」⁶⁾として提唱されているのが、ボウルズ(Samuel Bowles)とギンタス(Herbert Gintis)の「抗争交換(contested exchange)」モデルである。両氏は労働市場・資本市場にかんする「抗争交換」モデルにもとづいて、市場経済における「経済的権力(economic power)の存在」⁷⁾の論証を試みている。市場経済を構成する経済主体のあいだの立場の相違、およびそれにもとづく経済的権力の行使を分析するさいに、両氏の分析枠組みはきわめて有用な座標軸を提供するものと考えられる⁸⁾。本稿の目的は、ボウルズとギンタスの「抗争交換」モデルを検討し、経済主体のあいだの利害対立が市場経済のパフォーマンスにおよぼす影響にかんする基本的な分析視角を得ることにある。第2節では、労働努力の水準をめぐる雇い主と労働者のあいだの「抗争交換」の分析枠組みにもとづいて、契約の内生的執行(endogenous enforcement of contracts)が一般に経済的権力の行使を条件とすることを明らかにする。第3節では、需給不一致市場(non-clearing market)における経済主体の構成の観点から経済的権力の存在条件について考察する。第4節では、「抗争交換」モデルの重要論点——経済的権力の行使をつうじた契約の内生的執行——から導かれる課題を展望する。

1) 具体的には、1998年10月に成立した「金融機能の早期健全化のための緊急

措置に関する法律」(『官報』号外第217号, 1998年10月22日)に定められた破綻前の金融機関にたいする資本注入策(預金保険機構による問題銀行の優先株、劣後債の購入など)を指す。

- 2) Bénassy (1986), p. 9. (邦訳, 11 頁.)
- 3) Ibid., p. 12. (邦訳, 14 頁.)
- 4) 需要と供給の不一致を残したまま実際の取引量が確定される「需給不一致市場 (nonclearing market)」の概念, および, 「需給不一致市場での均衡」の概念について後ほど論じるので, 以下では, market-clearing price に「需給一致価格」の用語をあてることにする。
- 5) Bowles and Gintis (1990), p. 175.
- 6) Ibid., p. 166.
- 7) Bowles and Gintis (1999), p. 15.
- 8) ボウルズとギンタスをはじめとするラディカル派政治経済学と, 新古典派経済学との対立点については, 佐藤良一 (1996) が詳しい。

第2節 経済的権力の行使による契約の内生的執行

需給一致市場の枠組みにおける「契約の外生的執行」の仮定を外すと, 契約に定めることのできない属性をめぐる交換当事者のあいだで利害対立が起きる。この状況に関連するのがボウルズとギンタス両氏の「抗争交換 (contested exchange)」の概念であって, それは次のように定義される。「主体 A が主体 B から財またはサービスを購入すると考える。B の財またはサービスが次のような属性, すなわち, A にとっては有用であり, B にとっては提供するのに犠牲を払わなければならないが, 執行可能な契約のなかに十分に定められないという属性を持つ場合, その交換は抗争contestedされている (contested) と言う。」¹⁾ 「抗争交換」の事例として, 労働努力 (work effort) の水準をめぐる雇い主と労働者のあいだの関係, 借り手による投資リスクの選択をめぐる資金の貸し手と借り手のあいだの関係などが考えられる。本節では, 労働市場における「抗争交換」にかんする分析枠組みにもとづいて, 経済的権力の行使をつうじた契約の内生的執行のしくみを考察する。

雇い主 A が労働者 B を雇用する場合, 賃金率と雇用期間の長さは契約に

定めることができるが、Bが実際に発揮する労働努力の水準は契約に定めることができない。なぜなら、相当の費用をかけても努力水準の測定は不完全でしかありえないからである。労働努力は雇い主Aにとって有用な属性であるが、労働努力を発揮するためにBは苦痛に耐えるなどの犠牲を払わなければならない。それゆえ、労働者Bは、雇い主Aが要求する努力水準をすすんで発揮しようとしなないかもしれない。そこで、雇い主Aは、Aが望む努力水準を発揮するように労働者Bを仕向けるための方法を工夫しなければならない。すでに見たように、需給一致市場の分析枠組みでは交換対象の属性にかんする契約の執行は解決ずみの問題と見なされる(「契約の外生的執行」の仮定)のにたいして、「抗争交換」モデルでは、交換対象の属性にかんする「内生的要求執行(endogenous claim enforcement)」²⁾、あるいは、契約の「内生的執行機構(endogenous enforcement mechanism)」³⁾が考察対象となる。主体Bが提供する属性にかんする主体Aの要求の「内生的執行」は、次のように要約される。「このような場合に、事後的(ex post)交換条件は、抗争されている属性の所望の水準を供給するようにBを仕向けるためにAが設定する監視と制裁のしくみによって決定される。」⁴⁾

主体Aが設定する「監視と制裁のしくみ」の一般的な形として両氏があげるのは、次のような「条件つき更新(contingent renewal)」の提示である。「実績が満足できるものであれば将来の期間における契約を更新し、実績が満足できるものでなければ契約を打ち切ると約束することによって、AがBから実績を引き出す場合、条件つき更新が成り立つ。」⁵⁾具体的には、雇い主Aは、労働者Bによって実際に発揮される努力水準に満足する場合にはBとの雇用契約を更新するが、そうでない場合にはBとの雇用契約を打ち切る(Bを解雇する)。この「条件つき更新」のねらいは、制裁(解雇)を科すという威嚇を用いて、Aが望む努力水準を発揮させることを目的として、労働者Bの行動に影響をおよぼすことにある。一般に、「条件つき更新」の提示による契約の「内生的執行」とは、一方の主体Aが、制裁(契約の非更新・打ち切り)の威嚇を用いて、自己の利益を高めることを目的と

して、取引相手の主体 B の行動に影響をおよぼすことにほかならない。主体 A と主体 B とのあいだのこのような関係を記述するのが、ボウルズとギンタスの「経済的権力 (economic power)」の概念であって、次のように定義される。「主体 A が主体 B にたいする権力 (power) を持つための十分条件とは、B にたいして制裁を科すかあるいは制裁を科すと威嚇することによって、A は、A の利益を高める方向に B の行動に影響をおよぼすことができるが、B は A にかんするこの能力を欠く、ということである。」⁶⁾雇い主 A が、解雇の威嚇を用いて、A の望む努力水準を発揮させることを目的として、労働者 B の行動に影響をおよぼす。この事例は、経済的権力の行使をつうじた契約の内生的執行に該当する。以下では、経済的権力の行使をつうじた内生的執行にかんする基本的枠組みとして、雇い主 A と労働者 B のあいだの「抗争交換」における努力水準と賃金率の決定について考察する⁷⁾。

最初に、労働者の効用関数 u を次のように仮定する。

$$u = u(w, e), u_w > 0, u_e < 0, \text{ for } (w, e) > (w_{\min}, e_{\min}) \quad (1)^8$$

ここで、 w は賃金率⁹⁾、 e は単位労働時間あたりの努力水準¹⁰⁾、 $e_{\min}$ は時間あたり労働努力の最低水準、 $w_{\min}$ は $e_{\min}$ に対応する賃金率の最低水準である。 $e_{\min}$ 、 $w_{\min}$ の意味は後ほど説明される。 $e_{\min}$ よりも高い努力水準の提供は労働者 B にとって犠牲をとまうと仮定される。

雇い主 A は、労働者 B の働きぶりに満足する場合には B との雇用契約を更新し、そうでない場合には B を解雇する。このような監視・制裁のしくみを表現するために、労働者が解雇される確率 (f) は労働努力 (e) の減少関数、すなわち、

$$f = f(e), f_e (= df/de) < 0 \quad (2)$$

であると仮定する。努力水準 (e) がより高いほど、解雇確率 (f) はより低くなる。(2) 式により、 $\{1-f(e)\}$ の確率で雇用契約は更新され、 $f(e)$ の確率で労働者は解雇される¹¹⁾。

(1)・(2) 式の仮定 ($u_e < 0$, $f_e < 0$) により、努力水準 (e) を下げれば、労働者の苦痛が和らげられるが、解雇される可能性は高くなる。単純化のため、

賃金は雇用期間の期末に支払われ、期中に発揮される努力水準におうじて、期末に雇用契約の更新あるいは解雇が決められると仮定する。労働者は期首において、賃金から得られる効用・労働努力の発揮にともなう苦痛だけでなく、解雇の可能性・解雇された場合の経済的状態も考慮に入れて、期中に発揮する努力水準を決定すると考えられる。そこで、賃金率と努力水準に依存する効用フロー u と雇用契約の更新・解雇の可能性の両方を考慮に入れて、雇用されている状態の割引現在価値 (v) ——「雇用の価値 (value of employment)」¹²⁾ ——を次のように定義する。

$$v = \frac{u(w, e) + (1 - f(e)) \cdot v + f(e) \cdot z}{1 + \rho} \quad (3)$$

ここで、 z は、失業している状態の割引現在価値（失業給付の将来流列の現在価値、および再就職先での雇用の現在価値）——「失業状態の現在価値」¹³⁾ ——を表す。 ρ は労働者の時間選好率（定数と仮定）である。(3) 式を v について解くと、

$$v = \frac{u(w, e) + f(e) \cdot z}{\rho + f(e)} \quad (4)$$

となり、さらに、(4) 式の両辺から失業状態の現在価値 (z) を引くと、次のようになる。

$$v - z = \frac{u(w, e) - \rho \cdot z}{\rho + f(e)} \quad (5)$$

雇用の現在価値が失業状態の現在価値よりも大きい ($v > z$) 場合にのみ、雇い主 A による解雇の制裁は有効である。雇用の現在価値と失業状態の現在価値との差 ($v - z$) は、「雇用レント (employment rent)」あるいは「失職コスト」¹⁴⁾ と呼ばれる。労働者が正の雇用レント ($v - z > 0$) を受け取る場合にのみ、解雇は労働者にとって損失になり、解雇の制裁は有効になる¹⁵⁾。雇用レントがゼロ ($v - z = 0$) の場合、解雇は労働者にとって損失にならず、解雇の制裁は無効である。雇用レントがゼロ、すなわち、 $v(w) = z$ のときの賃金率は「留保賃金 (reservation wage)」¹⁶⁾ と呼ばれる。先に言及した賃金率の最低水準 $w_{\min}$ とはこの留保賃金のことである。 $w_{\min}$ よりも低い賃金

率のもとでは、 $v(w) < z$ となるので、雇用されることを希望する労働者はいない。ゼロの雇用レント・留保賃金 ($w_{\min}$) に対応する労働努力の水準が、先に言及した最低水準 ($e_{\min}$) である。 $e_{\min}$ は、労働者が解雇の制裁とは無関係に発揮する自発的な努力水準である。したがって、留保賃金よりも高い賃金率 ($w > w_{\min}$) のもとでは、雇用レントが正 ($v - z > 0$) であって解雇の制裁が有効であるので、労働者 B は自発的な水準よりも高い労働努力 ($e > e_{\min}$) を発揮せざるをえない。そこで次に、雇い主の監視・制裁のもとでの労働者による努力水準の提供態度を詳しく考察しよう。

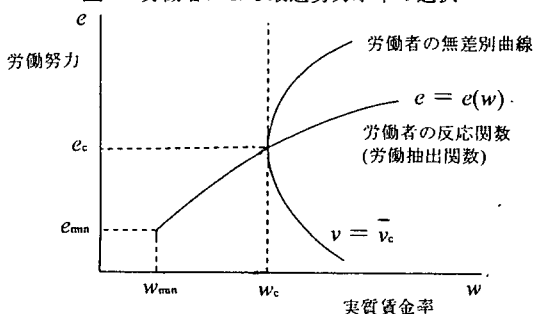
労働者 B は、解雇確率 $f(e)$ の関数形および失業状態の価値 (z) を与件とみなして、雇い主 A によって設定される賃金率 ($w = w_c$) のもとで雇用の現在価値 (v) を最大化するように労働努力の水準 (e) を選択するものと仮定される。(4) 式により、 $w = w_c$ の制約条件のもとで v を最大化する問題の 1 階の条件は、 $v_e (= \partial u / \partial e) = 0$ すなわち、

$$u_e = f_e \cdot (v - z) \quad (6)$$

である。(1)・(2) 式の仮定により、 $u_e < 0$ 、 $f_e < 0$ である。言い換えれば、努力水準 (e) の上昇によって失われる効用と、解雇確率の低下によって生じる追加的な雇用レントとが等しいところで、雇用の現在価値 (v) は最大になる。

このような制約条件つき最大化問題にもとづいて、雇い主が設定する賃金率と、労働者が発揮する努力水準との関係が導かれる。図 1¹⁷⁾ のように、(w, e) 平面上に、雇用の現在価値の同一水準 ($v = \bar{v}_c$) をもたらす賃金率 (w) と努力水準 (e) の組み合わせ——「労働者の無差別曲線」(等 v 曲線)¹⁸⁾——が描かれるが、その曲線の傾きは ($-v_w/v_e$) である¹⁹⁾。 v の最大化の 1 階の条件 ($v_e = 0$) により、雇い主が設定する賃金率 (w_c) のもとで等 v 曲線の傾きは垂直になる。したがって、垂直線 ($w = w_c$) と等 v 曲線との接点において、雇用の現在価値 (v) を最大化する努力水準 (e_c) が決定される。留保賃金よりも高い賃金率 ($w > w_{\min}$) の範囲において垂直線と等 v 曲線との接点の軌跡を描くと、雇用の現在価値を最大化する賃金率と努力水準の組み合わせを表す曲線が得られる。この曲線は、雇い主 A の設定する賃金率にたい

図1 労働者による最適努力水準の選択



する労働者 B の「最善の反応関数」²⁰⁾を意味し、「労働抽出関数 (labor extraction function)」²¹⁾と呼ばれる。労働抽出関数の形は労働者の効用 $u(w, e)$ および解雇確率 $f(e)$ の関数形に依存する。ボウルズとギンタスは、労働抽出関数が均衡点の近傍で次の形をとると想定する。

$$e = e(w), \quad e_w (= de/dw) > 0, \quad e_{ww} (= d^2e/dw^2) < 0 \quad (7)$$

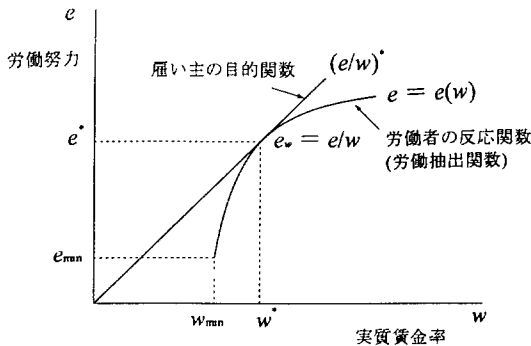
すなわち、努力水準 (e) は賃金率 (w) の増加関数であるが、 w の増加にたいする e の増加率は逓減的である²²⁾。 $e_w > 0$ の条件に示されるように、留保賃金よりも高い賃金率 ($w > w_{\min}$) においては、解雇の制裁が有効 (雇用レントが正、 $v - z > 0$) となるので、労働者 B は自発的な水準を上回る労働努力 ($e > e_{\min}$) を発揮せざるをえない。 $e_{ww} < 0$ の条件のもとでは、雇い主 A にとって最適な賃金率の設定を次のように推論することができる。

雇い主 A は、労働者 B の反応関数 (労働抽出関数)、すなわち、自分が設定する賃金率のもとで B が発揮する努力水準を知っているものと仮定する。また、雇い主 A は、与えられた労働抽出関数のもとで利潤最大化行動をとると想定する。この場合、雇い主 A は、賃金費用 1 単位あたりの努力水準 $e(w)/w$ の最大化を目的として、賃金率 (w) を設定する。この最大化問題の 1 階の条件は、

$$e_w = e/w \quad (8)$$

である。すなわち、「労働努力にたいする賃金上昇の限界的な効果が、賃金

図2 賃金率と労働努力の最適水準



費用1単位あたりの平均努力の供給量に等しくなる²³⁾ような賃金率(w)の選択である。図2²⁴⁾では、雇い主の目的関数 $(e/w)^*$ と労働者の反応関数(労働抽出関数) $e=e(w)$ とが接する点 (w^*, e^*) において、賃金費用1単位あたりの努力水準 $(=e^*/w^*)$ が最大になる。点 (w^*, e^*) は、雇い主 A と労働者 B のあいだの「抗争交換」における賃金率と労働努力の最適水準である。こうして、雇い主 A は、自分が設定する賃金率にたいする労働者 B の反応関数を知り、賃金費用1単位あたりで最大の努力水準を B から引き出すことができる。雇い主 A は、解雇の制裁を用いて、自己の利益を高める方向に労働者 B の行動に影響を与える。この関係は B にたいする A の「経済的権力」の行使に該当する。経済的権力の行使をつうじた契約の内生的執行のしくみは、おおよそ以上のような枠組みで記述される。

図2では、 $e_{min}/w_{min} < e^*/w^*$ であり、留保賃金よりも高い賃金率 ($w^* > w_{min}$) において賃金費用1単位あたり努力水準 (e/w) が最大になる。「抗争交換」モデルの最適点 (w^*, e^*) は次の性質をもつ。第一に、 $e^* > e_{min}$ であり、労働者 B は、解雇の制裁がない(雇用レントがゼロ、 $v-z=0$) 場合よりも高い努力水準を発揮する。それゆえ、契約の非更新(解雇)の威嚇を用いた雇い主 A の「内生的執行」戦略は有効である。第二に、留保賃金よりも高い最適賃金率(w^*)のもとでは、非自発的失業が存在する。 $w^* > w_{min}$ の場合、雇用の現在価値は失業状態の現在価値よりも大きい(雇用レントが

正, $v(w^*) - z > 0$) ので, 解雇された労働者は再就職を希望する. この場合, 解雇された労働者が再び雇用される確率は1より小さい. なぜなら, 解雇された労働者が確実に再雇用されるならば, 労働者にとって就業状態と失業状態とが無差別になり, 雇用レントはゼロになるからである²⁵⁾. 経済的権力の行使が有効である場合には, 雇い主 A のもとで雇用される労働者と, 雇い主 A のもとでの就業を希望するがそれを断られる労働者が同時に存在する. 「競争均衡において労働市場の需給は一致しない (the labor market does not clear)」²⁶⁾ ことが「抗争交換」モデルからの結論となる²⁷⁾.

これにたいしてワルラス的な需給一致市場 (clearing market) の枠組みでは, 雇い主 A は何の費用もかけずに希望どおりの水準の労働努力を労働者 B から引き出すことができる. そこでは, 解雇の制裁による「内生的執行」戦略も雇用レントも不在である. 図2では, 留保賃金と自発的な努力水準から成る点 (w^*, e^*) がワルラス的な需給一致市場の最適解である. これは, 留保賃金 $(w_{\min})$ において労働抽出関数の傾きが平均努力水準以下, すなわち $e_{\min}/w_{\min} \leq e_w(w_{\min})$ であり, 点 (w^*, e^*) が境界解 (corner solution) となる場合に相当する. たとえば, 労働抽出関数 $e(w)$ が留保賃金以上の範囲 $(w \geq w_{\min})$ で水平になる場合には, 点 (w^*, e^*) で賃金費用1単位あたり努力水準が最大となる²⁸⁾. こうして, 「抗争交換」モデルでは, 「ワルラス的モデル」は「内生的執行費用がゼロであるか, あるいは, 交換当事者に利害対立がないかのどちらかの場合に成立する, 抗争交換の極端な場合」²⁹⁾として位置づけられる.

1) Bowles and Gintis (1992), p. 332.

2) Bowles and Gintis (1990), p. 167.

3) Bowles and Gintis (1992), p. 333.

4) Ibid., p. 332.

5) Ibid., p. 333.

6) Ibid., p. 326-7. この定義について両氏は, 「この権力概念は包括的ではない (われわれは十分条件だけを示した) けれども, 自分の利益を高めるための制裁

- の適用を権力の行使と見なすことには、議論の余地がない。」(Bowles and Gintis (1999), p. 14) と注記している。
- 7) 以下のモデルは、Bowles and Gintis (1993a), p. 16-20, p. 36-7 で展開されている「抗争交換」モデルを(監視費用の問題を捨象して)若干簡略化したものである。同種のモデルの簡単な数学的説明は Bowles and Gintis (1990), (1992) にもある。
- 8) $u_w = \partial u / \partial w$, $u_e = \partial u / \partial e$.
- 9) 以下で言う「賃金率」とは、特にことわりないかぎり、実質賃金率のことである。
- 10) 単純化のため、労働努力を発揮する能力の点ですべての労働者は同質と仮定する。
- 11) 単純化のため、雇い主の監視密度と解雇政策が関数 $f(e)$ に反映されると仮定する。監視密度を内生変数に加えた詳細なモデルは、Gintis and Ishikawa (1987) で展開されている。
- 12) Bowles and Gintis (1990), p. 178.
- 13) ボウルズとギンタスの論文では、 z は “employee's fallback position” (Ibid., p. 178) と呼ばれている。本稿では便宜上、「雇用の現在価値」に準じて、 z を「失業状態の現在価値」と呼ぶ。
- 14) Bowles and Gintis (1990), p. 178.
- 15) 差額 $(v-z)$ が「レント」と呼ばれるのは、それが「職のない[その他の点では——引用者] 同一の労働者の所得以上の支払を表す」(do.) からである。
- 16) Bowles and Gintis (1990), p. 179.
- 17) 図 1 は Bowles and Gintis (1993a), p. 18 の Figure 2.1 をもとに作成した。
- 18) Bowles and Gintis (1993a), p. 17-8.
- 19) $v=v(w, e)$ の全微分 $dv=v_w \cdot dw+v_e \cdot de$ で $dv=0$ とおくと、 $de/dw=-v_w/v_e$ が得られる。
- 20) Bowles and Gintis (1993a), p. 17.
- 21) Bowles and Gintis (1990), p. 179.
- 22) Bowles and Gintis (1993a), p. 17. Gintis and Ishikawa (1987) では、 (w, e) 平面上の労働者の無差別曲線と垂直線との接点の軌跡が右上がりになる場合における労働者の効用関数 $u(w, e)$ の形が吟味されている (p. 216-8)。この点に関連して、石川 (1991), 252-3 頁も参照。
- 23) Bowles and Gintis (1990), p. 180.
- 24) 図 2 は Bowles and Gintis (1999), p. 20 の Figure 2.1 をもとに作成した。

25) 石川(1991), 250-1頁では、失業者が再雇用される確率の観点から雇用レントが考察されている。現在失業中の労働者は、 $\alpha(0 \leq \alpha \leq 1)$ の確率で再雇用され、 $(1-\alpha)$ の確率で失業状態にとどまると考える。雇用の現在価値を v 、失業中の所得からの効用を u 、時間選好率を ρ で表すと、期首で評価した失業状態の現在価値(z)は、 $z = \alpha v + (1-\alpha) \cdot (\underline{u} + z) / (1+\rho)$ と表される。この式から得られる z を v から差し引くと、 $v - z = (1-\alpha) \cdot (\rho v - \underline{u}) / (\rho + \alpha)$ となる。雇用レントがゼロ($v - z = 0$)になるのは、「完全雇用」の場合($\alpha = 1$)か、「働いても働かなくてもまったく同じ最低限の効用しか得られない状態」($\rho v = \underline{u}$)かのいずれかである(同, 251頁)。雇用レントが正($v - z > 0$)になるのは「不完全雇用」の場合($\alpha < 1$)であり、この場合の失業は「非自発的なもの」とであると指摘されている(同上)。

26) Bowles and Gintis (1990), p. 180.

27) この結論は、Shapiro and Stiglitz (1984)で示された論点——「怠慢防止 (no shirking) は完全雇用と両立しない」(p. 438)——と基本的に同じである。「抗争交換」モデルの原型にあたる Bowles (1985)を評してスティグリッツは、[Shapiro and Stiglitz (1984)のモデルと]「基本的に同じであると思われる。モデルに与えられる解釈と、引き出される教訓のいくつかに違いがあるが。」(Stiglitz (1987), p. 20)と言う。Stiglitz (1993)にも同様の論評がある。

28) Bowles and Gintis (1990), p. 181.

29) Bowles and Gintis (1993b), p. 85.

第3節 経済的権力の存在条件——ショートサイド権力——

労働市場の「抗争交換」モデルで見たように、雇い主 A は、解雇の制裁を用いて、留保賃金に対応する自発的水準よりも高い労働努力を引き出すことを目的として、労働者 B の行動に影響をおよぼす。この意味で雇い主 A は労働者 B にたいする経済的権力を行使する。解雇の制裁が有効になるのは、雇い主 A のもとでの就業を希望するがそれを断られる労働者 C が存在するからである。一般に、経済的権力の行使をともしなう市場では、希望する取引量を実現できない経済主体を残したまま、実際の取引量が確定されている。それゆえ、労働者にたいする雇い主の経済的権力の行使は、「需給不一致市場 (non-clearing market) における彼または彼女の有利な立場に関連

している」¹⁾と言える。そこで本節では、需給不一致市場での経済主体の構成の観点から経済的権力の存在条件を考察する。

最初に、需給不一致市場にかんする基本的な概念を導入する。実際の取引量としての「取引」と、経済主体が希望する取引量としての「需要」「供給」とを区別し、ワルラス的な需給一致市場 (clearing market) の仮定²⁾を外すと、実際の総取引量は総需要と総供給のうちどちらか小さいほうの値に決定されるという原則——「ショートサイド原則 (short-side rule)」³⁾が成立する。市場の「ショートサイド (short side)」とは、経済主体が希望する取引総量 (総需要、総供給) のうちいずれか小さいほうを指す。超過供給が存在する市場では、需要側が「ショート」、供給側が「ロング」であり、超過需要の場合にはこれと逆になる。たとえば超過供給の市場では、ショートサイドの主体 (需要者) は希望どおりの取引量を実現する (取引量 = 需要量) が、ロングサイド (long side) の主体 (供給者) は割当を受ける (rationed; 取引量 < 供給量)⁴⁾。ワルラス的な需給一致市場ではすべての経済主体が希望どおりの交換量を実現する。これにたいして、ショートサイド原則にもとづく需給不一致市場では、満たされない需要または供給をロングサイドに残したまま、実際の取引量が確定されるのである。

労働市場の「抗争交換」モデルでは、労働市場は超過供給状態にあり、雇い主がショートサイドの主体、労働者がロングサイドの主体である⁵⁾。ショートサイドの雇い主 A は希望どおりの人数の労働者を雇用する。ロングサイドの労働者は、雇用レントを受け取って雇い主 A の権威に服する人々 (就業者 B) と、雇い主 A のもとでの就業を希望するがそれを断られる人々 (非自発的失業者 C) とから成る。数量制約をうけるロングサイドの労働者が存在する状況のもとでは、雇い主による解雇の制裁は有効であり、雇い主 A は、賃金費用 1 単位あたりで最大の努力水準を引き出すことを目的として、就業者 B の行動に影響をおよぼすことができる。一般に、B にたいする A の経済的権力の行使が可能であるのは、A がショートサイドの主体、B がロングサイドの主体であるからにはかならない。こうして、契約の内生

的執行にともなう経済的権力の行使は、「ショートサイド権力 (*short-side power*) の原理」すなわち「市場のショートサイドの諸主体が、彼らの取引相手であるロングサイドの諸主体にたいする権力を持つ」⁶⁾関係としてとらえられる。

前節の「抗争交換」モデルの最適点 (w^*, e^*)——留保賃金よりも高い賃金率 ($w^* > w_{\min}$) と、自発的水準よりも高い労働努力 ($e^* > e_{\min}$)——について、需給不一致市場における経済主体の構成の観点から吟味しておこう。ショートサイドの雇い主 A は、この最適点において賃金費用 1 単位あたりで最大の努力水準を就業者 B から引き出しているので、 w^* よりも低い賃金率を提示しようとはしない。また、この最適点においてロングサイドの労働者(就業者) B は、正の雇用レント ($v(w^*) - z > 0$) を受け取って職を確保しているので、努力水準を最適水準 (e^*) よりも低くしようとする動機を持たない。労働者 B にとって、苦痛が緩和されることの利益よりも、解雇される可能性が高まることの不利益のほうが大きいからである。ロングサイドの非自発的失業者 C は、 w^* よりも低い賃金率で就業者 B と同じ水準の労働努力を提供する用意があると雇い主 A に申し出るかもしれない。しかし、すべての労働者は同質であり、かつ、労働者による努力水準の提供態度(労働抽出関数)を雇い主 A が知っているという仮定のもとでは、雇い主 A は失業者 C からのそのような申し出を断るであろう。非自発的失業者 C は最適賃金率 (w^*) での求人を待つしかないのである。このように、「抗争交換」モデルの最適点では、希望する取引量を実現できない主体がロングサイドに残されているが、制御可能な条件を変更して自分の地位を改善することは、どの主体にとっても不可能である。「参加者が、自分で制御できる諸変数の変更によって自分たちの地位を改善することができない」状態を「均衡」と呼ぶならば、「抗争交換」モデルの最適点は、需給不一致市場における「競争均衡」として把握される⁷⁾。

このように、労働者(就業者) B にたいする雇い主 A の経済的権力の行使は、需給不一致市場における A の有利な立場(ショートサイド)に関連

している。希望する取引量を実現できないロングサイドの主体（非自発的失業者 C）が同時に存在するからこそ、ショートサイドの雇主 A は、自分が望む努力水準を引き出すことを目的にして、ロングサイドの就業者 B の行動に影響をおよぼすことができる。一般に「抗争交換」モデルの「競争均衡」では、ショートサイドの主体 A、取引に成功したロングサイドの主体 B、取引に失敗したロングサイド主体 C の三者が共存し、主体 A は自分の利益を高めることを目的として主体 B の行動に影響を与える（B にたいする経済的権力を行使する）ことができる。ショートサイドの主体 A によって設定される「条件つき更新」（A の希望どおりの属性をロングサイドの主体 B が提供しなければ、A は B との契約を打ち切る）戦略が有効になるからである。

これにたいして、ワルラス的な需給一致市場の分析枠組みでは、実際の取引量が確定される均衡点において、すべての主体が希望どおりの取引量を実現する。そこには、ショートサイドとロングサイドの立場の相違は存在しない⁸⁾。すでに見たように、需給一致市場の枠組みでは、交換対象の属性をめぐる利害対立は存在しないものと仮定されるが、この仮定とショートサイド権力の不在という仮定とは明らかに整合的である。

他方、交換対象の属性をめぐる利害対立が存在する場合について、経済的権力の行使という観点を入れずに契約の内生的執行を説明する見解がある。「外生的執行の仮定だけを外している経済学者」としてボウルズとギンタスは、コースと O. ウィリアムソンをあげる。周知のようにコースは、「価格メカニズムを利用するための費用が存在する」⁹⁾ことを根拠として、「企業」の存在理由を説明する。価格メカニズムをつうじた生産要素の調達のために必要な「一連の契約」が、「生産要素がある範囲のなかで、ある報酬の対価として（それが固定給であれ変動給であれ）企業家の指示に従う（obey）ことに同意する」という「一つの契約」に置き換えられるという¹⁰⁾。コースの問題提起はその後、ウィリアムソンの『市場とヒエラルキー』などの取引費用経済学（transaction cost economics）の諸説に受け継がれる¹¹⁾。ボウ

ルズとギンタスは、コースとウィリアムソンによる「市場とヒエラルキーとの鮮やかな区分」について、「なぜ従業員は雇い主の命令に従わなければならないのか」——「服従のパズル (the puzzle of obedience)」——という「重要な問題を回避している」¹²⁾と指摘する。実際、ウィリアムソンの分析枠組みには経済的権力の行使という視点はない¹³⁾。また、アルチャンとデムゼッツの「チーム生産」の事例では、チーム全体の産出量にたいする各メンバーの寄与度が観察できないために、各メンバーが仕事の手抜きをしがちになるという状況が描かれる。この種の機会主義的行動にたいする解決策として、ある一人のメンバーを「監視者」としての任務に特化させ、他のメンバーの働きぶりを検査し、手抜きをする者をメンバーから外す権限を監視者に与えればよいという¹⁴⁾。アルチャンとデムゼッツおよびウィリアムソンの議論を評してボウルズとギンタスは、「企業の内部構造を理解する鍵は不正行為 (malfeasance) の概念である」と考えられている点で「ネオ・ホッブシアン (neo-Hobbesian)」と呼ぶにふさわしく、「現代の労働現場の階層組織の機能的性格にかんするネオ・ホッブシアンの説明は、社会的に必要な強制の形態だとするホッブス本来の国家の根拠づけときわめて似かよっている」と言う¹⁵⁾。「服従のパズル」にたいする一般的な回答として両氏は、需給不一致市場における競争均衡の存在、および「市場のショートサイドとロングサイドのあいだの重大な非対称性」を強調し、「市場とヒエラルキーのアプローチとは反対に、階層的な組織構造は権力の行使のために必要でも十分でもない」と主張する¹⁶⁾。

こうして、契約の内生的執行へのアプローチをめぐる次の対立の構図が浮かび上がる。ボウルズとギンタスの「抗争交換」モデルでは、希望する取引量を実現できず割当を受ける経済主体の存在と、契約の内生的執行とは不可分の関係にあり、希望する取引量を実現した主体と割当を受けた主体とのあいだの立場の相違が契約の内生的執行を条件づけている。この意味で「抗争交換」モデルにとって経済主体の構成は「内生的」である。これにたいして、ウィリアムソンの「市場とヒエラルキー」アプローチ、アルチャンとデムゼ

ッツの「チーム生産と監視者」モデルでは、希望する取引量を実現した経済主体だけが考察対象とされ、希望する取引量を実現できず割当を受けた主体は登場しない。これらの分析枠組みでは、取引を実現した主体と割当を受けた主体のあいだの対立関係も、それにともなう経済的権力の行使も不在であり、この意味で経済主体の構成は「外生的」である¹⁷⁾。本稿では「取引費用経済学」の論理構造を詳しく吟味する余裕はないが、少なくとも分析枠組みを適切に選ばなければならない。「市場とヒエラルキー」アプローチや「チーム生産と監視者」モデルは、それらが経済主体の構成を外生的なものと想定するかぎり、異なる立場の経済主体のあいだの利害対立を説明する分析枠組みにはなりえない。市場経済に存在する利害対立の説明にとって必要なのは、取引関係に入る経済主体じたいを内生的に決定するモデルであって、ボウルズとギンタスの「抗争交換」モデルはこの条件を備えた分析枠組みと言える¹⁸⁾。

- 1) Bowles and Gintis (1990), p. 183.
- 2) 第1節の注2を参照。
- 3) Bénassy (1986), p. 13. (邦訳, 15頁.)
- 4) 需給不一致市場の厳密な定式化については, Benassy (1986), Ch. 1 (邦訳, 第1章)を参照。
- 5) 単純化のため, 労働市場では雇い主はAだけであると想定する。
- 6) Bowles and Gintis (1992), p. 339.
- 7) do.
- 8) サミュエルソンの表現を借りると, 「完全競争モデルにおいては, だれがだれを雇うかは実際に問題ではない」(Samuelson (1957), p. 894)ということになる。
- 9) Coase (1988), p. 38, 邦訳44頁。「市場取引費用」の要因としてコースは, 交渉相手の発見, 交渉の内容・条件の伝達, 成約までの駆け引き, 契約の締結とならんで, 「契約の条項が守られているかどうかを確かめるための点検を行うこと」(Ibid., p. 114, 邦訳131頁)をあげる。
- 10) Ibid., p. 39, 邦訳44頁。
- 11) Williamson (1975). 最近の展開については, Claude (1997) 所収の各論文

を参照。

12) Bowles and Gintis (1999), p. 16.

13) ウィリアムソンは、「ボウルズとギンタスは権力(power)と抗争交換(contested exchange)を強調するが、私は節約(economizing)と統治(governance)のほうが重要であると主張する」と述べて、取引費用の「節約」と企業内「統治」構造を強調する(Williamson (1993), p. 105).

14) Alchian and Demsetz (1972), p. 779-83.

15) Bowles (1985), p. 16.

16) Bowles and Gintis (1999), p. 18.

17) ボウルズとギンタスは、「要求の執行」を「内生的」に扱う経済理論を、「主体の構成(constitution of agents)」を「外生的」に扱う「道具主義的(instrumental)抗争交換」と、「主体の構成」を「内生的」に扱う「構成的(constitutive)抗争交換」に分類し、前者にウィリアムソン、アルチャンとデムゼッツを、後者に両氏じしんのほかマルクス、ノース(Douglass C. North)、アカーロフ(George Akerlof)を位置づけている(Bowles and Gintis (1990), p. 175).

18) 「エージェンシー問題と内生的要求執行の両方を特徴とする取引が抗争交換と呼ばれる。」(Bowles and Gintis (1999), p. 167)と注記されているように、「抗争交換」モデルは、権力関係の観点を要素とする点で、通常のエージェンシー理論とは異なる。

第4節 結び

契約の内生的執行は有利な立場の市場参加者による経済的権力(ショートサイド権力)の行使を条件とする。ボウルズとギンタスの「抗争交換」モデルが与えるこの重要論点を手がかりとして、われわれは次の課題に取り組まなければならない。

第一に、社会的生産物価値の決定にたいして権力関係の配置が中立的でないことを、より具体的な次元で検証する必要がある。市場参加者のあいだの権力関係の配置換えは、与えられた大きさの所得の分配様式を変更するだけでなく、社会的生産物価値の大きさにたいして、けっして一義的でない形で影響を与える¹⁾。雇い主と労働者のあいだの権力関係の配置が労働努力の水準を左右するのと同じように、投資プロジェクトの将来収益の流列にたいし

て貸し手と借り手とのあいだの権力関係の配置はけっして中立的ではない。しかも、現在の権力関係の配置しだいでは、貸し手が借り手の無謀なリスク選択を追認せざるをえなくなり、このことが負債契約の非可逆性をつうじて将来における双方の主体の意思決定を拘束する。現在の金融危機を分析するさいに、この論点は第一級の重要性を持つ。

第二に、経済的権力を行使する主体の行動にかんするアカウンタビリティ (accountability) と、それを確保する制度的枠組みについては、分析対象の性格におうじてより具体的に考察する必要がある。これは、需給一致市場の枠組みでは完全に欠落する論点である²⁾。

最後に確認しておく、交換対象の属性をめぐる利害対立も割当をうける主体も存在しない需給一致市場の枠組みのなかで、資本—賃金労働関係や搾取の存在を説明しようとすることは、まったく的外れな試みであると言える。

- 1) マルクスは、「労働日またはその価値生産物が資本家と労働者のあいだに分割される比率」では「資本の自己増殖度」が正しく表現されないと指摘する (Marx (1962), S. 555)。所得の分配様式を詳しく論じるだけでは、搾取の存在を説明することはできない。
- 2) Bowles and Gintis (1993c) では、労働者にたいする雇い主の権力にかんする “democratic accountability” (p. 382) の必要性が指摘され、労働者管理企業の制度的枠組み（とくに資金調達面）が考察されている。Bowles and Gintis (1993a), (1993c), (1996) も参照。

参考文献

- Alchian, Armen and Demsetz, Harold (1972), “Production, Information Costs, and Economic Organization,” *American Economic Review*, Vol. 62, No. 5, pp. 777-95.
- Bénassy, Jean-Pascal (1986), *Macroeconomics : An Introduction to the Non-Walrasian Approach*, Academic Press. (辻正次訳『マクロ経済学——非ワルラス経済学入門——』多賀出版, 1990年.)
- Bowles, Samuel (1985), “The Production Process in a Competitive Economy : Walrasian, Neo-Hobbesian, and Marxian Models,” *American Economic Re-*

- view, Vol. 75, No. 1, pp. 16-36.
- Bowles, Samuel and Gintis, Herbert (1990), "Contested Exchange: New Micro-foundations for the Political Economy of Capitalism," *Politics and Society*, Vol. 18, No. 2, pp. 165-222.
- (1992), "Power and Wealth in a Competitive Capitalist Economy," *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 21, No. 4, pp. 325-353.
- (1993a), "The democratic firms: an agency-theoretic evaluation," in Samuel Bowles, Herbert Gintis and Bo Gustafsson (eds.), *Markets and Democracy: participation, accountability and efficiency*, Cambridge University Press, pp. 13-39.
- (1993b), "The Revenge of Homo Economicus: Contested Exchange and the Revival of Political Economy," *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 7, No. 1, pp. 83-102.
- (1993c), "A political and economic case for the democratic enterprise," in David Copp, John Roemer, Jean Hampton, *The Idea of Democracy*, Cambridge University Press, pp. 375-399.
- (1996), "Is the Demand for Workplace Democracy Redundant in a Liberal Economy?," in Ugo Pagano, Robert Rowthorn (eds.), *Democracy and Efficiency in the Economic Enterprise*, Routledge, pp. 64-81.
- (1999), "Power in competitive exchange," in Samuel Bowles, Maurizio Franzini, Ugo Pagano (eds.), *The Politics and Economics of Power*, Routledge, pp. 13-30.
- Coase, Ronald H. (1988), *The Firm, the Market and the Law*, The University of Chicago Press. (宮沢健一・後藤 晃・藤垣芳文訳『企業・市場・法』東洋経済新報社, 1992年.)
- Gintis, Herbert and Ishikawa, Tsuneo (1987), "Wages, Work Intensity, and Unemployment," *Journal of the Japanese and International Economies*, No. 1, pp. 195-228.
- 石川経夫 (1991)『所得と富』岩波書店.
- Marx, Karl (1962), *Das Kapital*, Bd. 1, Marx-Engels Werke, Dietz Verlag, Bd. 23.
- Menard, Claude (eds.) (1997), *Transaction Cost Economics: Recent Developments*, Edward Elgar.
- Samuelson, Paul (1957), "Wages and Interest: A Modern Dissection of Mar-

xian Economics," *American Economic Review*, Vol. 47, No. 1, pp. 885-912.

佐藤良一 (1996) 「US ラディカル派と新古典派」(伊藤誠, 野口真, 横川信治編著『マルクスの逆襲——政治経済学の復活——』日本評論社, 1996 年, 所収, 143-164 頁.)

Shapiro, Carl and Stiglitz, Joseph (1984), "Equilibrium Unemployment as a Discipline Device," *American Economic Review*, Vol. 74, No. 3, pp. 433-444.

Stiglitz, Joseph (1987), "The Causes and Consequences of the Dependence of Quality on Price," *Journal of Economic Literature*, Vol. 27, March, pp. 1-48.

——— (1993), "Post Walrasian and Post Marxian Economics," *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 7, No. 1, pp. 109-114.

Williamson, Oliver E (1975), *Markets and Hierarchies : Analysis and Antitrust Implications*, Free Press. (浅沼萬里・岩崎晃訳『市場と企業組織』, 日本評論社, 1980 年.)

——— (1993), "Contested Exchange Versus the Governance of Contractual Relations," *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 7, No. 1, pp. 103-108.

[付記] 本稿は, 1998 年度, ケンブリッジ大学政治経済学部における在外研究の成果の一部である。資金援助をいただいた一橋大学後援会, 客員研究員として受け入れていただいた Robert Rowthorn 教授に心より感謝申し上げる。

(一橋大学大学院経済学研究科助教授)